

【県外の事業場からの受講申込みについて（講習関係）】

令和3年5月18日

（一社）岡山県労働基準協会

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大のため、岡山県には国から5月16日から31日までを期間とする緊急事態宣言が発せられ、同宣言に基づく緊急事態措置がとられています。

その措置の内容には、県外との往来を極力自粛することが含まれています。

当協会における各種講習については、感染防止対策を尽くした上で慎重に実施しているところですが、緊急事態措置の内容を踏まえ、講習受講をご検討いただいている県外の事業場の皆さまには下記のとおりお願い申し上げます。

記

- 1 県外の事業場の皆さまの受講申込みに当たっては、感染拡大状況を踏まえ、緊急事態宣言期間中の講習の受講の必要性について特に慎重にご検討ください。
- 2 緊急事態宣言の対象地域からの受講申込みは、極力自粛いただきますようお願いいたします。

関係者の皆さまには大変ご不便をお掛けしますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。